

平成28年度事業計画

方針

平成28年度は、登録証明機関として再登録の上、既存事業の安定実施に努める。また、アマチュア局保証業務については、今後、経過措置期限を迎えるスプリアス問題に対応するため実施体制を整備するとともに、アマチュア無線技士の養成課程については、第二級アマチュア無線技士に導入したeラーニングを他資格にも補完的に拡大する等一層の充実を図る。

これら事業運営に当たっては、公益目的支出計画の実施に配意しつつ、一層の合理化、効率化に努める。

さらに、平成28年8月22日に創立25周年を迎えるに当たり、記念行事を実施し、プレゼンスの向上を図る。

これらを通じ、平成25年12月25日に策定された中期計画「JARDビジョン2018」を踏まえ、アマチュア無線入門のワンストップサービス機関としての機能を充実する。

事業計画

1 技術基準適合証明・工事設計認証

(1) 平成28年7月の登録証明機関の更新手続きを適切に行う。

(2) 登録証明機関として、電波法第38条の2の2第1項第3号の特定無線設備の技術基準適合証明・工事設計認証業務を申込みに基づき実施する。実施数は工事設計認証について17件(新規7件、変更10件)を見込む。

(3) 実施体制の整備

担当者に必要な無線従事者資格の取得を促進させる等業務執行体制を強化する。

(4) 測定機器等の有効活用

測定機器等の有効活用として、アマチュア無線家に対し、測定等の機会を提供する等アマチュア無線設備の適正化に資する。

2 アマチュア局保証業務

- (1) 総務大臣の公示機関として、アマチュア局保証業務を申込みに基づき実施する。実施数は次を見込む。

種 別	件 数
開 設	1 , 2 0 0 件
設備変更	8 0 0 件
設置場所変更	2 0 0 件
合 計	2 , 2 0 0 件

- (2) 調査・指導の適正実施

全国に配置した36名の指導員により、必要な調査・指導を適正に実施する。

- (3) ユーザーの免許手続き等の利便の向上

ユーザーの免許手続き等の利便の向上に資するため、平成27年度立ち上げ予定の「アマチュア局総合申請情報サイト(仮称)」の運用と内容の一層の充実を図る。

保証指導員を活用する等により、広くアマチュア無線家からの技術相談等に対応する。

アマチュア無線家の依頼により、有料での測定サービスを提供する。

- (4) スプリアス規格の経過措置対応

旧スプリアス規格の無線設備に対する経過措置期限の到来に対応するため、一般のアマチュア無線家の協力のもと、スプリアス実態調査を実施し実態の把握に努めるとともに、今後の保証業務に活用するため、実測結果等のデータベース化を行う。

実態調査により不適合が判明した機器への対応として、適正化に資するフィルターの開発等に向け、J A I A等に協力を要請する。

総務省によるアマチュア局独自の制度が創設され次第、業務の実施方法を定めるとともに実施体制を整備し、旧スプリアス機器に対する確認保証を実施する。

- (5) 利用促進

保証業務の利用促進のため、J A R L , J A I A等関係団体の協力を得て、周知広報に努める。

3 無線従事者の養成（第四級及び第三級）

- (1) 第四級及び第三級アマチュア無線技士に係る養成課程講習会を次により実施する。

資格別	回数等	予定回数	予定人員数
第四級アマチュア無線技士 〔標準コース〕		300回	11,000名
第三級アマチュア無線技士 〔短縮コース〕		140回	5,000名
合計		440回	16,000名

- (2) eラーニングの補完的導入

離島や山間部など講習会の開催が極めて少ない地域での受講機会を提供すること等を目的として、既養成課程へ限定的にeラーニングを導入することとし、年度内の実施に向け準備を進める。

導入にあたっては、J A I A等の代行機関による実施方法との棲み分けに十分留意して実施する。

- (3) 受講者サービスの向上

受講者のニーズに応え、また、他団体等が行う養成課程講習会との差別化を図るため、受講者サービスを向上させる。

平成25年度から全国で実施している受講者アンケートを引き続き実施し、なお一層の受講環境等の向上に努める。

平成25年度から全国で実施している修了試験結果通知書の送付を継続するほか、受講者の立場に立ったサービスの向上をなお一層追求する。

- (4) 青少年等の受講促進

受講者に占める割合が少ない青少年及び女性等に対する受講促進の取り組みを強化する。

中学生以下（平成25年度から）及び高校生相当（平成26年度から）を対象とした第四級アマチュア無線技士の養成課程講習会の受講料減額措置を引き続き実施する。

青少年又は女性に向けたアマチュア無線を紹介するイベントの開催を関係団体と連携し、企画・実施する。

障害者の受講機会を設けるため、引き続き実施体制の整備を図る。

各種雑誌等及びインターネット検索サイトへの広告掲載をはじめ、アマチュア無線関連イベント会場及び公共施設等に受講案内リーフレットの配備を行うなど、講習会の広報活動を一層強化する。

(5) 講習会実施体制の充実

全国において養成課程講習会を計画的に配置するとともに、事務代行機関の機能強化並びに講師等スタッフの充実を図る。

平成25年11月に策定した「養成課程講習会の計画方針」に基づき、年度毎の実施計画を策定し、講習会の計画的配置とその開催促進を図る。

養成課程講習会の実施における講師等の不足に対処するため、講師登録者の再点検等を通じて、JAR Dが主体となり、新たな人材の確保や講師の配置体制の強化を図る。

主任執行職員会議及び各エリアにおける主任執行職員と監査試験執行職員との業務連絡会を定期的実施する等執行体制の強化を図る。

(6) J A I A との連携

専門会員が事務代行する養成課程講習会について、引き続き、高額会場費、遠隔地及び離島における開講に対して支援を行う。

J A R Dにおいても、専門会員との連携を強化し、空白地域の解消、実施回数増に対する取り組みを要請する。

J A R DとJ A I A間の業務実施方法を見直し、業務の効率化を図る。

(7) J A R L との連携

J A R L各支部長あて養成課程講習会の開催要請文書を送付し、J A R L支部（地域クラブを含む。）による開催を促進する。

J A R L本部を通じ、J A R L各支部が行う支部大会等において第三級及び第二級アマチュア無線技士の講習会の広報用チラシ及び受講案内を配布する。

(8) 教科書等教材の見直し

eラーニング等の動きを受け標準教科書等の電子化を進めるとともに、女性・高齢者・低学年の児童等受講者層の多様化に対応した望まし

い教材の在り方の検討を進める。

4 無線従事者の養成（第二級）

(1) 第二級アマチュア無線技士に係る養成課程講習会の実施

第二級アマチュア無線技士に係る養成課程講習会については、第三級アマチュア無線技士の資格保有者を対象に、随時受講型授業（eラーニング）及び同時受講型授業（集合講習会）にて、次により実施する。また、同時受講型授業については、東京のほか大阪、名古屋等での開催も検討し、実施する。

コース別	回数等	予定回数	予定人員数
	随時受講型授業 〔eラーニング短縮コース〕	四半期毎	600名
	同時受講型授業 〔短縮コース〕	4回	100名
合計		-	700名

(2) eラーニングシステムの充実

受講者の受講実態や要望等を踏まえ、電子テキスト等の充実やシステムの改善を逐次進めるとともに、チューター（講師）等スタッフの能力向上に努める。

(3) 受講促進

第三級アマチュア無線技士の資格保有者（予定者を含む）を対象に、講習会の場やJARL広報誌、JAI A 専門会員店頭等において、受講促進を呼び掛け、受講者の拡大を図る。

青少年等への受講促進のため、18歳以下について受講料の減額措置を一定の枠の下に導入する。

(4) eラーニングシステムの活用

構築したeラーニングシステムを活用し、第四級及び第三級アマチュア無線技士の養成課程への補完的利用として導入するほか、ビギナーズセミナーやアマチュア無線の運用講座等各種セミナーへの利用可能性についても検討を進める。

5 電波利用秩序の維持への協力等

(1) 電波利用秩序の維持への協力事業を次により実施する。

アマチュア無線の運用の適正化に関する周知広報

無線従事者免許及び無線局免許の必要性及び運用可能な周波数範囲の遵守を周知するため、雑誌等への広告掲載や必要な資料を作成し、養成講習の受講者をはじめ、アマチュア無線関連 イベント会場及び全国の J A I A 専門会員の店頭で配布する。

J A R L ガイダンス局の運用支援

J A R L がアマチュア局に対し、適正な運用を確保するために行っている J A R L ガイダンス局(特別業務の局)の円滑な運用に協力する。

違法・不法無線局取締強化の要請

1 4 4 / 4 3 0 M H z 帯をはじめとし、多発する違法・不法無線局を無くし、アマチュアバンド内の正常化を図るため、総務省に対して取締強化を要請する。

- (2) 養成課程講習会でのビギナーズセミナーの実施や広く入門者を対象とした各種セミナーの実施等を通じて、健全なアマチュア無線家の育成に協力することにより電波利用秩序の維持に貢献する。
特にビギナーズセミナーについては、地方での開催を促進するため、引き続き会場費助成を行う等支援を強化する。
- (3) アマチュア無線への興味を喚起するため、J A R L や教育関係団体が主催する A R D F 大会への支援等を行う。
- (4) アマチュア無線は、単なる趣味としての範疇を超えて、人材育成や災害対策等に有益な社会貢献性を有するものであることを、広く周知に努める等機会を捉えその社会的位置づけの向上を図る。

6 組織運営

- (1) 組織・事業運営の内部指針である中期計画「J A R D ビジョン 2 0 1 8」の達成に向けて役職員一同尽力する。
- (2) 平成 2 8 年 8 月に J A R D 創設 2 5 周年を迎えるため、記念式典の実施や受講者同士の交流サイトの創設等をはじめ、各種記念行事を実施する。